

国近整猪開調設 第112号

平成16年1月15日

箕面市都市整備部長 様



近畿地方整備局

猪名川総合開発工事事務所長

「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」について（回答）

厳寒の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」について、淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重な意見をいただきました。

また、貴職におかれましても貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

(利水)

慣行水利権の権利内容は、旧来からの水利慣行によるものであり、取水量等は、不明確なものが多いのが実状です。今回、河川整備計画説明資料の中では、利水者の協力を得ながら、積極的に水利用実態把握に努めることにより、許可水利化を促進したいと考えています。

(ダム)

将来的にも継続して水需要を精査確認していく必要があるため、「精査確認」が河川整備計画基礎原案の内容となっています。ただし、ダムに関する精査確認は早急に実施していきます。

なお、検討を進める過程において必要に応じて関係機関との調整を図りたいと考えています。